

目次

第1章 総則	1
第1条（約款の適用）	1
第2条（約款の変更）	1
第3条（用語の定義）	1
第4条（基本サービスの内容）	1
第5条（オプションサービス）	2
第6条（利用契約の単位）	2
第2章 サービスについて	3
第7条（機器）	3
第8条（ACASチップについて）	3
第3章 雑則	3
第9条（著作権および著作隣接権侵害の禁止）	3
第10条（放送内容の変更）	3
第11条（損害賠償の免責および特約事項）	4
付則	4

しながわ光 テレビジョンサービス契約約款

第1章 総則

第1条（約款の適用）

株式会社ケーブルテレビ品川（以下「当社」といいます。）は、放送法（昭和25年法律第132号）およびその他の法令に従い、当社の定めるケーブルテレビ品川サービス契約約款（以下「共通約款」といいます。）およびしながわ光 テレビジョンサービス契約約款（以下「基本サービス約款」といいます。）に基づき、しながわ光 テレビジョンサービス（以下「基本サービス」といいます。）を提供するものとします。

第2条（約款の変更）

当社は、次条（用語の定義）に定める加入者の同意を得ることなく基本サービス約款を変更することがあります。その場合には、料金その他の提供条件は、変更後の基本サービス約款によるものとします。

- 基本サービス約款を変更する場合は、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知するものとします。

第3条（用語の定義）

基本サービス約款において使用する用語は、次の意味で使用します。

用語	用語の意味
加入者	当社と利用契約を締結している個人または法人
利用契約	当社から基本サービスの提供を受けるための契約
集合共同引込	加入者引込線1回線から、2世帯以上が居住する建物の各世帯に分配すること
建物基本契約	当社と建物代表者との基本契約
機器	基本サービスの利用にあたって使用するSTB、Hit Pot、BD-Hit Pot、USB接続型HDDおよび付属品の総称
セットトップボックス（専用チューナー）	当社が提供する、デジタル放送を受信するために必要な機器
STB	デジタル録画機能のついていないセットトップボックス（専用チューナー）およびリモートコントローラ等の付属品
Hit Pot	デジタル録画機能のついたセットトップボックス（専用チューナー）およびリモートコントローラ等の付属品
BD-Hit Pot	Blu-rayドライブ内蔵のHit Pot
ケーブルプラスSTB-2	セットトップボックス（専用チューナー）のうち、品番がC02ASシリーズのもの（以下「C+STB」といいます。）
USB接続型HDD	C+STBに接続可能なHDD
ACASチップ	4K・8K放送対応の受信機に内蔵されるICチップ
ビデオコンテンツ	当社および提携事業者のネットワーク網および設備等を使用して当社が提供する映像その他のコンテンツ
告知	広く多くの相手に情報を伝えること

第4条（基本サービスの内容）

当社は、加入者に地上デジタル放送、BSデジタル放送およびCSデジタル放送（テレビジョン放送、データ放送およびラジオ放送）のうち当社が定めた放送の同時再放送および自主放送

を提供します。

2. 基本サービスで提供するサービス品目は次の通りとします。ただし、「ミニ」は集合共同引込でのみ提供するものとします。

サービス品目
スタンダード、アルファエース、ミニ、施設利用サービス、専用TVコース（まいにち充実プラン）

3. 当社は、サービス品目の内容を変更することがあります。この場合、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知するものとします。
4. ケーブルテレビ品川みるプラスは、ビデオコンテンツを視聴することができるサービスを行い、みるプラス見放題パックプライムは、ビデオコンテンツを視聴することができる月額固定料金自動更新型サービスです。いずれも、別に定めるケーブルテレビ品川みるプラス利用規約により提供するものとします。サービス品目の「専用TVコース（まいにち充実プラン）」には、みるプラス見放題パックプライムがあらかじめ含まれるものとします。
5. サービス品目の「専用TVコース（まいにち充実プラン）」の利用には、定期契約商品契約約款に定める「定期契約商品」の利用契約が必要です。
6. サービス品目の「専用TVコース（まいにち充実プラン）」は、個人に限り提供するものとし、法人、その他これに準じる組織（個人事業主を含みます。）への提供は行わないものとします。

第5条（オプションサービス）

基本サービスで提供するオプションサービスは次の通りとします。

- (1) オプションチャンネル
(2) 番組案内誌

2. 当社は、オプションサービスの内容を変更することがあります。この場合、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知するものとします。
3. オプションチャンネルの種目は次の通りとします。なお、各サービス品目で申し込みができるオプションチャンネル種目は、ケーブルテレビ品川サービス料金表に定める通りとします。

オプションチャンネル種目
J SPORTS 4 HD、J SPORTS 4 4K、テレ朝チャンネル1、東映チャンネルHD、衛星劇場 HD、TBSチャンネル1、TBSチャンネル2、TBSチャンネル1・2セット、フジテレビ ワンツーネクスト、フジテレビNEXT、グリーンチャンネルHDおよびグリーンチャンネル2 HD、KBS World HD、Mnet HD、KNTV HD、TAKARAZUKA SKY STAGE、CNN U.S. HD、WOWOWプラス、日テレプラス、WOWOW、スターチャンネル

4. サービス品目の「スタンダード」または「専用TVコース（まいにち充実プラン）」では、サービス内容に次のオプションチャンネル種目があらかじめ含まれるものとします。

サービス品目	オプションチャンネル種目
スタンダード	TBSチャンネル1、TBSチャンネル2、日テレプラス
専用TVコース（まいにち充実プラン）	TBSチャンネル1、TBSチャンネル2、フジテレビONE、フジテレビTWO

5. C+STBは前条（基本サービスの内容）第2項に定めるサービス品目のうち、「専用TVコース（まいにち充実プラン）」で提供するものとします。

第6条（利用契約の単位）

利用契約の締結は、加入者引込線1回線毎に行うものとします。ただし、加入者引込線1回線

により加入する世帯が2世帯となる場合には、利用契約を締結する単位を世帯（事業所、店舗等も同様とします。）毎とするものとします。なお、集合共同引込の場合には、別途建物基本契約の締結をした後、各世帯を単位として利用契約を締結するものとします。

第2章 サービスについて

第7条（機器）

加入者は、ACASチップ内蔵のHit Potの貸与を受けるものとします。ただし、「専用TVコース（まいにち充実プラン）」を利用する場合はACASチップ内蔵のHit PotもしくはC+STBの貸与を受けるものとします。

2. C+STBの貸与1台につきUSB接続型HDDを上限8台まで購入可能とします。
3. 加入者が当社より貸与を受けるセットトップボックス（専用チューナー）について故障が生じた場合、当社が認める場合を除き、加入者はセットトップボックス（専用チューナー）の交換を請求できないものとします。
4. セットトップボックス（専用チューナー）を利用する加入者は、設備、技術仕様等の制約から通信機能（ケーブルテレビ品川みるプラス等のビデオコンテンツを含みます。以下同様とします。）を利用できない場合があることに同意するものとします。
5. セットトップボックス（専用チューナー）は、技術仕様の範囲内において通信を行うことができるものとし、その通信機能を利用する場合は、加入者の責任において行うものとします。
6. 第3項の規定により機器について当社が定める必要な措置を講ずる場合、および加入者が機器を当社に返還する場合には、加入者の責任においてあらかじめ録画・編集したデータについて他の媒体に移動または複製するものとし、当該機器に記録されたデータの一切の権利を放棄するものとします。
7. 当社は、加入者がC+STBの利用を継続している場合に限り、加入者が購入したUSB接続型HDDを当該HDDが発送された日から12ヵ月間保証するものとします。この保証期間内に故障が生じた場合、当社は加入者の責めに帰すべき事由である場合を除き、無償にて当社が定める必要な措置を講ずるものとします。また、当社が定める必要な措置を講ずる場合には、加入者は当該USB接続型HDDに記録されたデータの一切の権利を放棄するものとします。

第8条（ACASチップについて）

ACASチップは、4K・8K放送に対応した機器に搭載されています。

2. 当社は、加入者が当社の手配による以外のデータ追加および変更ならびに改ざんすることを禁止し、それらが行われたことによる当社および第三者に及ぼされた損害・利益損失は、加入者が賠償するものとします。

第3章 雑則

第9条（著作権および著作隣接権侵害の禁止）

加入者は、個人的にまたは家庭内その他これに準ずる、限られた範囲内において使用することを目的とする場合を除き、当社の提供するサービスの不特定または多数人に対する対価を受けての上映、ビデオデッキ、その他の方法による複製、およびかかる複製物の上映、その他当社が提供しているサービスに対して有する著作権および著作隣接権を侵害する行為をすることはできないものとします。

第10条（放送内容の変更）

当社はやむを得ぬ事情により放送内容を変更することがあります。なお、変更によって生じた

加入者の損害については、賠償の責任を負わないものとします。

第11条（損害賠償の免責および特約事項）

加入者が、第9条（著作権および著作隣接権侵害の禁止）について、過失、不正、違法な行為を犯し、当社に損害を与えた場合には、当社は、当該加入者に対して相応の損害賠償請求を行うことができるものとします。

2. 共通約款第17条（加入者が行う利用契約の解約）第1項および第18条（当社が行う利用契約の解除）第1項、第2項の規定により利用契約が終了した場合に、加入者が別途支払った日本放送協会（以下「NHK」といいます。）の受信料（衛星契約を含みます。）、株式会社WOWWOWの視聴料が払い戻されず、加入者に不利益、損害等が生ずることがあっても、当社は何等の責任も負わないものとします。
3. 当社は、視聴状態の確認を行うために、共通約款第40条（個人情報）の規定を遵守した上で、加入者の使用するセットトップボックス（専用チューナー）と電気信号による通信を行うことができるものとします。
4. 当社は、機器の不具合、毀損および紛失等の原因により、録画・編集したデータの滅失の場合、および正常に録画ができなかった場合等、これらにより生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。また、第7条（機器）第6項に定める通り、故障の措置や返還に伴い、当該機器に記録されたデータが消去された場合も一切の責任を負わないものとします。
5. 当社は、加入者が、機器の通信機能により通信した内容に起因し損害を被った場合、または設備もしくは技術的制約に起因し通信機能が利用できなかったことで損害を被った場合、一切責任を負わないものとします。

付則

- (1) 当社は特に必要があるときには、基本サービス約款に特約を付することができるものとします。
- (2) 一括加入、業務用等については別に定めます。
- (3) 加入者が基本サービスを解約した後に、「ケーブルテレビジョンサービス」に利用契約を変更することはできません。ただし、建物設備状況の都合により基本サービスを提供できない、または、基本サービスの提供区域外への転居等の理由により、利用契約の継続ができない場合はこの限りではありません。
- (4) 第4条（基本サービスの内容）第2項で定める「アルファエース」は、ケーブルテレビジョンサービス契約約款によるケーブルテレビジョンサービスに加入しており「アルファエース」を契約していた場合で、基本サービス約款による基本サービス契約に移行した加入者に限り、継続して利用することができます。
- (5) 第5条（オプションサービス）第8項の規定にかかわらず、C+STBの利用には、しながわ光 インターネットサービス契約約款またはしながわ光 アpartment加入条項・利用条項に定める「マンションタイプ 1ギガコース」、「マンションタイプ 300メガコース」、「マンションタイプ 30メガコース」、「ホームタイプ 10ギガコース」、「ホームタイプ 2ギガコース」、「ホームタイプ 1ギガコース」、「ホームタイプ 300メガコース」「ホームタイプ 30メガコース」、「かつとびMANSION LANインターネット利用サービス」のいずれかの利用契約が必要です。
- (6) 第7条（機器）第1項の規定にかかわらず、ケーブルテレビジョンサービス契約約款によるケーブルテレビジョンサービスに加入していた場合で、基本サービス約款による基本サービス契約に移行した加入者であって、当社が定めたACASチップ内蔵のBD-Hit PotまたはSTBを当社より貸与を受け使用している加入者は、引き続き貸与中の当該機器を利用することができます。なお、それ以外のBD-Hit PotまたはSTBを使用している加入者は、当社が定めたACASチップ内蔵のBD-Hit PotまたはSTBに交換することで、当該機器の利用契約を継続することができます。
- (7) 基本サービス約款は、2022年3月15日より施行します。